

子育てを 応援!

「児童三手当」と 「宗像市公費医療費支給制度」

家庭などの生活の安定や、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援し、健康の向上と福祉の増進を図る制度です。支給を受けるには、下表の内容のほかに、支給要件や所得など一定の条件があります。

* 児童三手当の「平成29年度の現況届」、ひとり親家庭等医療費支給制度の「平成29年度更新申請書」を未提出の人は早めに提出を

児童三手当

認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

名称	主な内容
児童手当	0歳から中学3年生（15歳到達後の最初の3月31日）までの子どもを看護・養育している人に、年3回（6、10、2月）前月分までの手当を支給（*1）
児童扶養手当	父母の離婚や死亡、父母の障がいなどで、ひとり親家庭などになった場合、18歳到達後の最初の3月31日（法で定める一定の障がいがある場合は20歳未満）までの児童を監護・養育している人に、年3回（4、8、12月）前月分までの手当を支給
特別児童扶養手当	一定の障害のある20歳未満の児童の福祉の増進を図るため、対象児童を監護・養育している人に、年3回（4、8、11月）前月分（11月は当月分）までの手当を支給

宗像市公費医療費支給制度

原則として、申請した日の属する月の初日から助成されます。

名称	主な内容
子ども医療費支給制度	0歳から中学3年生（15歳到達後の最初の3月31日）までの子ども（*2）を対象に医療費を助成。中学生は入院のみ。3歳に到達する日の翌月初日から一部自己負担あり
ひとり親家庭等医療費支給制度	父母の離婚や死亡、父母の障がいなどで、ひとり親家庭などになった場合、18歳到達後の最初の3月31日までの児童と、その児童を監護・養育している人に医療費を助成。一部自己負担あり
重度障害者医療費支給制度	重度の障がいのある3歳以上（3歳に到達する日の翌月初日）の人（*3）に医療費を助成。一部自己負担あり

(*1) 公務員は勤務先から支給

(*2) 小学1年生以上で「ひとり親家庭等医療費支給制度」に該当する人や、3歳～小学6年生で「重度障害者医療費支給制度」に該当する人は、このいずれかの制度で助成を受けられるため、同制度には該当しません

(*3) 65歳以上の人(65歳に到達後の翌月初日)は、後期高齢者医療制度に加入が条件

■問い合わせ先 子ども家庭課子ども家庭係 ☎(36)1151

都市計画原案の縦覧

市が作成中の都市計画原案の縦覧を実施します。意見書の提出が可能です。

●項目 道の駅むなかた地区地区計画の変更(宗像市決定)

●概要 周辺の自然環境や歴史資産と連携した、観光・商業施設の立地を促進し、観光の振興を図る場にふさわしい機能を備えたゆとりある良好な観光・物産・交流地区としての土地利用を図るため、地区計画の区域を変更するもの

●縦覧期間 2月2日(金)～同15日(木) 8:30～17:00

*土・日曜日、祝日を除く

●縦覧場所 都市計画課(本館2階)

●意見書の提出

区域内の土地所有者と利害関係者 *意見書の様式例は縦覧場所で入手可

●提出締切日 2月22日(木)

●提出先 都市計画課

▽郵送=〒811-3492/住所不要

*提出締切日消印有効

▽FAX (37)1242

▽窓口

■問い合わせ先

都市計画課 ☎(36)1484



みなさんの意見を反映

パブリックコメント

①宗像市子どもの未来応援計画(案)

②第5期宗像市障がい福祉計画・第1期宗像市障がい児福祉計画(案)

市では右記の計画(案)に、広く市民の意見を反映させるため、市民意見提出手続(パブリック・コメント)を実施します。寄せられた意見は必要に応じて、同計画に反映します。その結果は市ホームページなどで公表します(氏名などの個人情報是非公開)。

- 問い合わせ先
- ①子ども育成課 ☎(36)12114
- ②福祉課障害者福祉係 ☎(36)31355

【計画名】

- ①宗像市子どもの未来応援計画(案)
- ②第5期宗像市障がい福祉計画・第1期宗像市障がい児福祉計画(案)

【内容・ポイント】

- ①子どもの貧困対策に関する事業の推進を図るための計画
- ▽子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることなく、自分の可能性を信じ「夢と希望」を持って成長できるようにする
- ▽子どもの発達・成長段階に応じた切れ目のない

【「つなぎ」、教育と福祉との「つなぎ」、関係行政機関、企業、NPO・市民活動団体、コミュニティとの「つなぎ」を実現する

- ②障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援などの推進を図るための計画
- ▽支援種類ごとの必要量の見込みと確保の方策
- ▽地域生活支援事業の実施に関する事項など
- ▽計画期間は平成32年度までの3年間

【意見提出期間】

- ①2月1日(木)～3月2日(金)
- ②2月5日(月)～3月6日(火)

【閲覧場所】

- ▽①子ども育成課(西館1階)
- ▽②福祉課(北館1階)
- ▽①、②共通 情報コーナー(市役所本館1階)、大島行政センター、宗像ユリックス、各コミセン、メイトム宗像、市HP <http://www.city.munakata.lg.jp/> ↓「パブリック・

【提出要件】

市民か、市に通勤・通学する人、事業所などを持つ人、計画案に利害関係がある人

【意見提出方法】

- ①住所②氏名③電話番号
- ④市外の人には通勤先など市との関係や利害関係の有無を明記(様式は自由)して
- ▽郵送=〒811-3492

コメント) ↓「募集中の案件」 *情報コーナー、メイトム宗像では資料の貸し出しも可

92/住所不要①子ども育成課、②福祉課あてHP(前述) FAX(37)3046

*計画と関わりがないもの、意見提出で氏名などの必要事項の記載がないもの、第三者の正当な権利を侵害する意見などは、この手続きを適用せず、公表をしないこともあります *個別の回答はしません



2/7(水)・2/21(水)・3/9(金)

宗像ユリックス 受付 13時～16時

相談は 17時まで

会議室5にて無料相談を実施

遺言、相続、離婚、その他お困りごと

行政書士合同事務所ロイテック 行政書士 伊藤弘幸

☎ 092-692-1151 携帯 090-7980-1240

事務所 古賀市中央1-1-50 自宅 宗像市

困ったことは何でもご相談下さい。

住まいの事でお困りの際は 何でもお気軽にご相談下さい!

建物解体

相談・見積 無料



eデザイン(株) 宗像市東郷3丁目6番2号 ☎ 36-5187

リサイクルセンター 宗像市石丸字羽廣148番2 ☎ 35-3522

<http://edesign-inc.jp>

E-mail info@edesign-inc.jp